

**京都基本構想を起点とした共創型コミュニケーション形成業務  
受託候補者募集要項**

**1 委託業務名**

京都基本構想を起点とした共創型コミュニケーション形成業務

**2 委託期間**

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

**3 委託金額の上限**

金19,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

**4 業務内容**

仕様書のとおり

**5 応募資格**

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税及び地方消費税額

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 公募開始日から契約日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第2

9条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

- (3) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (7) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録を受けて当該営業を営んでいること。
- (8) 共同事業体による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。
  - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。
  - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
  - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
  - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

## 6 提案の方法

### (1) 提出書類

ア 参加申込書 (第1号様式) : 1部

イ 直近の決算書 : 1部

ウ 会社概要 (第2号様式) : 1部

エ 業務実績一覧 (第3号様式) : 7部

本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績について記載すること。

また、記載した業務実績については契約書の写し(件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ)を添付すること。

オ 企画提案書(任意様式) : 7部

仕様書の内容を十分に理解したうえで、本業務に対する取組方針、実施手法、人員等の実施体制、スケジュール等を具体的に記載すること。用紙サイズはA4(ただし、A3判の用紙をA4サイズに折り込むことは可)とし、様式は任意とする。

なお、企画書には社名を入れないこと。

カ 見積書(任意様式) : 1部

見積金額の積算内訳を必ず記載すること。なお、合計金額の算出に当たり、消費税及び地方消費税相当額の税率は10%とし、1円未満は切り捨てとすること。

また、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を表紙に記入すること。

キ 共同事業体協定書（任意様式）：1部

※該当する場合のみ

複数の事業者による共同提案を行う場合は、当該事業者間における共同事業体協定書を提出すること。

ク 参加資格を証明する書類：各1部

※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、上記ア～キに加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

※申請日前3箇月以内に発行のもの

・印鑑証明書

※申請日前3箇月以内に発行のもの

・納税証明書（国税及び地方税）

※申請日前3箇月以内に発行のもの

・使用印鑑届（第4号様式）

・誓約書（第5号様式）

・調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第6号様式）

ケ その他資料：7部

上記以外に必要な添付資料等がある場合は、提出すること。

## (2) 提出書類の締切

ア 参加申込書

令和8年3月12日（木）午後5時必着

イ その他の書類

令和8年3月16日（月）午後5時必着

なお、締切後は、提出書類の内容の変更は受け付けない。

## (3) 提出方法

下記(4)の提出先まで持参又は郵送（上記提出期限必着）により提出すること。

## (4) 提出先

京都市総合企画局都市経営戦略室 担当 原田、和田

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3030  
FAX 075-213-1066  
メール [toshikeiei@city.kyoto.lg.jp](mailto:toshikeiei@city.kyoto.lg.jp)

## 7 質問事項の受付

本件募集内容に関する質疑及び回答は、次のとおりとする。なお、評価基準に関する質問事項や、受付期限経過後の質問事項には回答しない。

### (1) 質疑の資格

上記「5 応募資格」を満たす者とする。

### (2) 質疑の方法

質問書（任意様式）により、上記6(4)の宛先に電子メールで送付すること（ただし、メール件名に「京都基本構想を起点とした共創型コミュニケーション形成業務に係る質問事項」と明記すること）。なお、電子メール以外の方法での質問事項には回答しない。

### (3) 質問の受付期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで

### (4) 回答方法

質問者に関する情報は伏せ、京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報内の総合企画局のページ）に回答を掲載する（令和8年3月10日（火）予定）。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

## 8 受託候補者の選定方法

- (1) 京都市の職員で構成する「京都基本構想を起点とした共創型コミュニケーション形成業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「京都基本構想を起点とした共創型コミュニケーション形成業務に関する受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、審査及び選定を行う。なお、応募者が1社のみであっても、プロポーザルが成立することとするが、その場合、評価点の合計が60点以上であることを選定の条件とする。
- (2) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の商号又は名称、評価点などの選定結果を京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報内の総合企画局のページ）に掲載する。なお、選定手続が完了する前は、応募者数や応募者名など選定に係る情報について公表しない。

## 9 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、両者の協議が整わない場合、京都市は次順位の提案者と契約に関する協議を行う。

## 10 スケジュール（予定）

- 3月 6日（金） 質問の受付期限  
（回答：3月10日（火）予定）
- 3月12日（木） 参加申込書の締切
- 3月16日（月） 提出書類の締切
- 3月25日（水） 審査結果の公表（受託候補者の決定）

## 11 留意事項

### (1) 失格となる参加申込書及び企画提案書

参加申込書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は別途通知する。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- イ 見積金額が上記3の契約金額の上限を超えているもの
- ウ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

### (2) その他

- ア 本契約にかかる令和8年度京都市一般会計予算が成立しなかった場合、本募集及び受託候補者の選定等は無効とする。
- イ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とすること。
- ウ 提出された企画提案書、見積書等は、提案者に返却しない。
- エ 業務の円滑な遂行のため、京都市からの求めがあった場合は、受託者は、業務の進捗状況を報告すること。
- オ 本委託業務において第三者の著作物を使用する場合は、受託者が責任を持って対応すること。
- カ 本委託業務で生じた著作権等の知的財産は、全て京都市に帰属するものとする。
- キ 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- ク 各業務における詳細や、本仕様書に記載のない事項、また仕様書に

疑義が生じた場合は、京都市の指示に従うこと。

## 12 参考資料

- (1) 世界文化自由都市宣言

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000035716.html>

- (2) 京都基本構想

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000347968.html>

- (3) 京都市総合計画審議会

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/62-15-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

- (4) 京都市未来共創チーム会議

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/62-15-2-0-0-0-0-0-0-0.html>